

福島県会津坂下町 企業版ふるさと納税



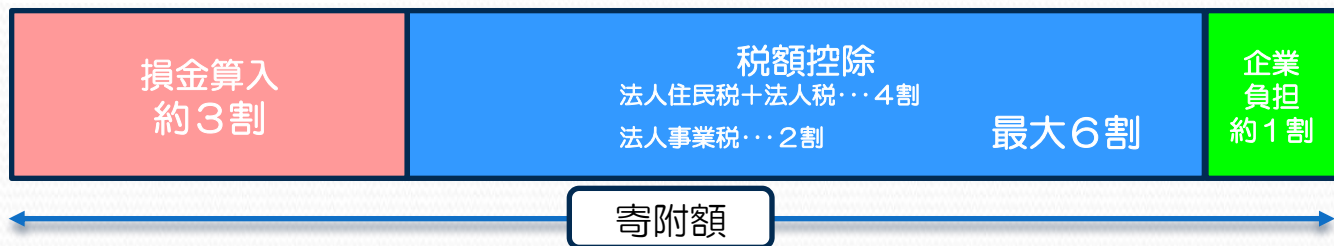
町イメージキャラクター パンビィ

企業版ふるさと納税の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対し企業の皆様が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度です。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて最大で寄附額の約9割の軽減効果があります。

【税制措置のイメージ】



寄附額に対する各税目の控除額の上限

- | | |
|--------|---|
| ①法人住民税 | 寄附額の4割を税額控除（法人税割額の20%が上限） |
| ②法人税 | 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除
※ただし、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限） |
| ③法人事業税 | 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限） |

寄附手続きの流れ

相談

寄附対象事業や寄附金額等についてご相談ください。

申込

町の取組に賛同いただき「寄附申出書」によりお申込みいただけます。

寄附

「寄附申出書」の受領後、振込方法をご案内いたします。

申告

町が交付する受領証を使用し、税申告のお手続きをお願いします。

【留意事項】

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 会津坂下町に本社が所在する事業者からの寄附については、本制度の対象となりません。

ご寄附を活用させていただきたい事業はこちらです

自ら学び、学び合う「ひとづくり」

子育てふれあい交流センター事業

子育て支援拠点として、子どもの居場所づくり、子育て世代親子の交流、相談の場とすることで、子どもを安心して産み育てられる環境を整備します。

小中学校情報教育機器整備事業

小中学生の教育・学習の質の向上のため、小中学校における教育ＩＣＴ環境を整備します。



安全・健康で、快適な「くらしづくり」

消防施設整備事業

地域の自主防災力を強化するため、消防団の活動に必要な備品を整備します。

環境美化推進事業

不法投棄監視パトロール等を実施し、発見した不法投棄物の回収、分別、処分を行うことで住環境の美化を推進します。



活力と魅力があふれ、人が集う「しごとづくり」

経営体育成支援事業

持続可能な農業経営の確立を目指すため、スマート農業や先端栽培技術導入に対し支援を行います。

街なか賑わい創出事業

中心市街地の活性化に向け、空き店舗等を活用した創業支援を推進するとともに、各種団体と連携したイベントを開催します。



お問い合わせ先

会津坂下町 政策財務課 政策企画班 企画調整係

住所：〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地

電話：0242-84-1504(直通)

メール：seisaku@town.aizubange.fukushima.jp